海上保安庁

（舞鶴海上保安部長）海上保安官　正野　崎　稔
（釧路海上保安部長）同　菅原　規之
辞職を承認する（各通）
（秋田海上保安部長）同　松尾　映正
舞鶴海上保安部長に配置換する
舞鶴港長を命ずる
秋田船川港長を免ずる
一等海上保安監を命ずる　秋田海上保安部長に配置換する　松谷　巧
（尾道海上保安部長）同
尾道糸崎港長を免ずる
秋田船川港長を命ずる
釧路港長を命ずる
一等海上保安監を命ずる　釧路海上保安部長に配置換する　遠藤　和幸
（水島海上保安部長）同
水島港長を免ずる
和歌山下津港長を命ずる　水島海上保安部長に配置換する　今井　丈二
（和歌山海上保安部長）同
和歌山下津港長を免ずる
（下田海上保安部巡視船あまぎ業務管理官）同　谷延　京一
和歌山海上保安部長に転任させる
和歌山下津港長を命ずる
（横浜海上保安部予備員）同　佐藤　貴浩
清水海上保安部御前崎海上保安署長に転任させる（以上六月一日）

最高裁判所

広島高等裁判所判事　細田　啓介
広島高等裁判所事務局長を免ずる
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事　守下　実
広島高等裁判所事務局長を命ずる（以上五月三十日）
判事　水野　邦夫
山形地方裁判所判事に補する
山形地方裁判所長を命ずる
兼ねて山形家庭裁判所判事に補する
山形家庭裁判所長を命ずる（六月一日）

皇室事項

認証官任命式

六月四日午後六時、宮中において、国務大臣滝実、同郡司彰、同羽田雄一郎、同森本敏、同松下忠洋、復興副大臣吉田泉、法務副大臣谷博之及び農林水産副大臣佐々木隆博の認証官任命式が行われた。

行啓

皇后陛下は、六月一日午前九時三十五分御出門、「いけばな池坊五百五十年祭記念特別展」を御覧のため、高島屋東京店（中央区）へ行啓、同十時十七分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川高梁川水系高梁三で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成24年６月７日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
①小型船舶（ＦＲＰ製）　３隻
②小型船舶（木船、一部ＦＲＰ製）　１隻
③小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　保管した工作物の放置されていた場所
①岡山県倉敷市連島町西之浦地先
②岡山県倉敷市片島町地先
③岡山県倉敷市水江地先
⑵　当該工作物を除却した日時
①平成24年３月21日午前10時
②平成24年３月22日午前10時
③平成24年３月23日午前10時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日時
①平成24年３月21日午後５時
②平成24年３月22日午後５時
③平成24年３月23日午後５時
⑵　保管場所　岡山県倉敷市西阿知町西原793番地　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川出張所

４　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

５　問い合わせ先　岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

一級河川吉井川水系吉井川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成24年６月７日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
①小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
②小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
③小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
④小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
⑤小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　保管した工作物の放置されていた場所
①岡山市東区瀬戸町大内
②岡山市東区西大寺新
③岡山市東区西大寺新
④岡山市東区瀬戸町大内
⑤岡山市東区瀬戸町弓削
⑵　当該工作物を除却した日時
①平成24年３月15日午後２時
②平成24年３月15日午後４時
③平成24年３月16日午前10時
④平成24年３月16日午前10時
⑤平成24年３月16日午前12時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成24年３月21日午前９時
⑵　保管場所　岡山市東区金岡東町一丁目７番８号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所

４　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

５　問い合わせ先　岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月四日（月）
○一般案件
一、基本方針（決定）（内閣官房）
六月五日（火）
○一般案件
一、皇太子殿下のタイ国、カンボジア国及びラオス国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）
○国会提出案件（抜粋）
一、「平成二十三年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」について（決定）（内閣府本府）
一、「平成二十三年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」について（決定）（内閣府本府）
一、「平成二十三年度ものづくり基盤技術の振興施策」について（決定）（経済産業・文部科学・厚生労働省）